

## (県内建設企業)令和3・4年度分の一般(指名)競争入札参加資格申請の受付について

(県内建設企業) 令和3・4年度一般(指名)競争入札参加資格申請の受付については、「徳島県との共同受付」を行っております。

「徳島県との共同受付」にて那賀町を受付済であれば、改めて那賀町へ申請する必要はありません。

**「徳島県との共同受付」へ申請せず、那賀町の入札に参加を希望する場合は、次のとおり申請してください。**

1. **受付期間** : 令和3年1月13日(水)から3月15日(月)まで(土・日・祝日を除く)  
受付時間は午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く)
2. **受付場所** : 〒771-5295  
徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川 104 番地 1  
那賀町役場 会計課 検査室(0884-62-1120)
3. **提出方法** : 郵送もしくは持参
4. **有効期間** : 令和3年5月1日から令和5年4月30日まで(2年間)
5. **提出書類** : 様式は町ホームページからダウンロードし作成してください。  
提出書類については、下記を参考にしてください。

### 6. 申請書類(県内建設企業)

No.	提出書類一覧表
1	一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(様式第1号)
2	登記事項証明書(法人)、身分証明書(個人)(写し可)
3	労災保険料納付済証明願 又は 労災保険未加入確認願(写し可)
4	社会保険料納入確認(又は証明)書(写し可)
5	営業所の見取図及び写真(6枚)
6	暴力団排除に関する誓約書
7	業者カード
8	総合評定値通知書の写し
9	委任状(年間委任する場合。様式は任意。)
10	返信用封筒(郵送される業者で受付票が必要な場合、84円切手を貼付し同封。官製はがきでも可)

一覧の順番にファイル(A4版)綴じし、背表紙に、「令和3・4年度入札参加資格審査申請書」及び「商号又は名称」を記入して提出してください。

## 7. 申請書類の作成方法

### (1)一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(建設工事)(様式第1号)

電話番号及びファクシミリ番号は必ず主たる営業所の番号を記載してください。

### (2)登記事項証明書(法人)、身分証明書(個人)(写し可)

法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は身分証明書を提出してください。

### (3)労災保険料納付済証明願又は労働保険(労災保険)未加入確認願(写し可)

元請工事がなく全工事下請工事のため労災保険料の納付が必要ない場合については、徳島労働局発行の「労働保険(労災保険)未加入確認願」(写し可)を提出してください。

なお、「労働保険(労災保険)未加入確認願」の発行には、経営事項審査に添付した工事経歴書(直前3年分)の写しが必要となります。

新型コロナウイルス感染症の影響により労働保険料の徴収猶予を受けている場合は、「納付の猶予(特例)許可通知書」の写しを添付してください。

〈問合せ先 徳島労働局労働保険徴収室 (電話 088-652-9143)〉

### (4)社会保険料納入確認(又は証明)書 (未納がないことを証明したもの 写し可)

#### ア 社会保険の強制適用事業所(法人及び従業員5人以上の個人事業所)

・社会保険の適用事業所は、年金事務所発行の社会保険料納入確認書等を提出してください。

・社会保険料納入「確認」書の場合、証明機関で証明してもらう「対象期間」の指定について

対象期間の欄が「確認日における全期間」との表記になっている場合は、指定は不要です。

対象期間の記載が必要な場合は、年金事務所への申請月の前々月から遡って 24 か月としてください(令和2年12月申請であれば、平成30年11月～令和2年10月)。

・健康保険の適用除外申請をしている事業所は、これに加えて、所属する国民健康保険組合発行の健康保険料納入証明書を提出してください。

※ 健康保険の適用除外申請をしている事業所についても、厚生年金保険について年金事務所発行の社会保険料納入確認書等を提出してください。

・新型コロナウイルス感染症の影響により社会保険料の徴収猶予を受けている場合は、「納付の猶予(特例)許可通知書」の写しを添付してください。

#### イ その他の個人事業所(事業主分のみ)

・所属する国民健康保険組合又は市町村発行の国民健康保険料(税)納入証明書を提出してください。

・事業主が世帯主でない場合は、国保世帯主の納入証明書を提出してください。

・新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険料の徴収猶予を受けている場合は、確認できる書類を添付してください。

### (5)営業所の見取図及び写真(6枚)

#### ア 見取図

主たる営業所を赤色で表示した住宅地図を添付してください。

- イ 外観の写真(2枚)  
営業所の建物全体(入口)及び看板・標識が確認できるもの。標識の室内掲示は不可。
- ウ 内部の写真(2枚)  
什器備品(電話・机等)及び帳簿類が確認できるもの
- エ 機械器具・保管資材の写真(2枚)

#### (6)暴力団排除に関する誓約書

#### (7)業者カード

- ア 業者番号  
平成17年度以降に入札参加資格を取得している場合は、認定通知書等記載の業者番号を記入してください。新規の場合は記入不要です。
- イ 希望工事(「希望工事種別表」参照のこと。)  
希望工事は工事区分ごとに、土木系工事については3種別、建築系工事については1種別、その他工事については2種別まで希望できますが、1業者が希望できる工事種別数は最大で4種別です。
- ウ 電子メールアドレス  
建設工事関係部局からのお知らせ等に活用することがあります。携帯電話のメールアドレスのように容易に変更する可能性があるもの、受取容量が小さいものでの登録は控えてください。  
(また、申請後にメールアドレスを変更した場合は、変更届が必要です。)

#### (8)総合評定値通知書の写し

直近の審査基準日のものの写しを提出してください。

## 希望工事種別表

- 希望工事種別は工事区分ごとに、土木系工事については3種別、建築系工事については1種別、その他工事については2種別まで希望できるが、1業者が希望できる工事種別数は最大4までとする。
- 希望工事種別は対応する右の建設工事の種類のうち、いずれかについて経営事項審査を受けていなければ希望できない。
- 印を付した業種は、希望工事の中で「専門工事」として発注があった場合のみ受注することのできる業種である。

### ※ 標識設置工事の取扱いについて

- 令和3年度から「交通安全施設工事」に含まれている「標識設置工事」を区分し、新たに単独の希望工事種別として設定します。
- 令和3年度は、経過措置として、令和2年度に「交通安全施設工事」の指名実績を有する者で、「交通安全施設工事」又は「標識設置工事」を希望している者及び新規指名要望を提出し要件を満たすと認められた者から業者選定を行います。
- 令和4年度以降、「交通安全施設工事」については「交通安全施設工事」を希望する者、「標識設置工事」については「標識設置工事」を希望している者から業者選定を行います。
- 指名競争入札において新規に指名を受けたい場合などは、別途、新規指名を希望する前年度の5月1日から9月末日までに、総合県民局等発注機関へ「新規指名要望書」を提出する必要があります。
- 詳しくは各発注機関にお問い合わせください。

工事区分	コード	希望工事種別	左に対応する経審受審業種
土木系工事 の中から3	0 1	一般土木工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事 ○石工事 ○タイル・れんが・ブロック工事 ○水道施設工事
	0 2	交通安全施設工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	0 3	標識設置工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	0 4	法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
	0 5	プレストレストコンクリート工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	0 6	グラウト工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	0 7	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
	0 8	ほ装工事	ほ装工事
	0 9	鋼構造物工事 (鋼橋上部工事を含む。)	鋼構造物工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	1 0	塗装工事	塗装工事
	1 1	道路区画線工事	塗装工事
	1 2	造園工事	造園工事
	1 3	さく井工事	さく井工事
建築系工事 の中から1	2 1	建築工事 (解体工事を含む。)	建築一式工事 ○大工工事 ○左官工事 ○とび・土工・コンクリート工事 ○石工事 ○屋根工事 ○タイル・れんが・ブロック工事 ○鋼構造物工事 ○鉄筋工事 ○板金工事 ○ガラス工事 ○防水工事 ○内装仕上工事 ○建具工事 ○消防施設工事 ○清掃施設工事 ○解体工事
その他工事 の中から2	3 1	電気設備工事	電気工事
	3 2	暖冷房衛生設備工事	管工事 ○熱絶縁工事 ○水道施設工事 ○消防施設工事
	3 3	機械設備工事	機械器具設置工事 ○鋼構造物工事
	3 4	通信設備工事	電気通信工事

このページに関するお問い合わせ先

那賀町役場会計課検査室

〒771-5295

徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104-1

電話番号0884-62-1121(代表)

0884-62-1120(直通)